

韓国・日本非核兵器地帯（KJNWFZ）概念ペーパー

ノーチラス研究所¹

2010年4月25日

序

Korea-Japan² Nuclear Weapon Free Zone（KJNWFZ:韓日非核兵器地帯）は、新しい概念である。実現できれば、北東アジアにおける幾つもの互いに関連した取り扱いの難しい安全保障問題を同時に解決するのに役立つ。これらの問題には、例えば次のようなものが含まれる。オバマ大統領が提唱した核廃絶政策を台無しにすることなく北朝鮮の核保有化に対処する必要。日本と韓国が、その非核の約束を、もっと徹底的で「永久的」な、ヘッジング（保険的措置）のないものにする必要。そして、包括的な安全保障メカニズムと長期的地域安全保障制度の基礎を築くために日韓が協力（共同核燃料サイクル・宇宙開発の協力を通してのものも含む）する必要。

本ペーパーのセクション1では、非核兵器地帯（NWFZ）の中核的概念の概略を示し、過去の北東アジア非核兵器地帯案について概観し、そして、韓日非核兵器地帯が扱わなければならない最小限の地域特有の問題について概説する。セクション2では、ノーチラスの韓日非核兵器地帯イニシアティブをもっと詳細に説明し、韓日非核兵器地帯の持つ潜在的な「費用」「便益」、「リスク」をリストアップし、韓日非核兵器地帯の実現可能性及び望ましさについて確かめるために必要な研究について描写する。セクション3では、北朝鮮の核武装、そして、それに続く米国の同盟国及び地域の安全保障への影響が阻止できていない現状に鑑み、なぜ韓日非核兵器地帯がタイムリーで適切であるかを説明する。

1. 中核的概念

本ペーパーで提唱している韓日非核兵器地帯は、このような地帯についての40年に亘る経験に基づくものである。このセクションでは、すべての非核兵器地帯の根底にある中核的概念について概観する。そして、この地域の非核兵器地帯に関するこれまでの提案について説明する。最後に、本ペーパーで提案している韓日非核兵器地帯の主要要素について概説する。その際には、この地域で日本と韓国が直面している具体的な安全保障状況に合わせ、調節しなければならない特別な問題について留意する。

1.1 地域的非核兵器地帯

¹ 連絡先：Peter Hayes, peter@nautilus.org

² 本稿を通して、Koreaは大韓民国（韓国）あるいは南朝鮮を指す。North Korea（北朝鮮）と特定している場合は、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)を指す。

非核兵器地帯の根底にある中心的考え方は、一つまたはそれより多くの国が自国の領域における核兵器の排除を約束するというものである。この考え方は、核不拡散条約において予見されており、そして、1975年に国連総会において支持されたものである³。（そこには、新たな核拡散は、地域的紛争に根ざすものだとの理解があった⁴。条約に基づく本格的非核兵器地帯が5つ発効している（その他、特定の領域において核兵器を禁止した様々な条約と国家による宣言がある⁵）。これらの条約は以下のものである。

- 1967年ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約
- 1985年南太平洋非核兵器地帯条約
- 1995年東南アジア非核兵器地帯条約
- 1996年アフリカ非核兵器地帯条約
- 2006年中央アジア非核兵器地帯条約

北半球の大きな部分と南半球のほとんど全域をカバーしている非核兵器地帯条約に112カ国が加盟している⁶。非核兵器地帯条約は、諸国家が核不拡散・核軍縮の政策目標を実現す

³ 核不拡散条約第7条によると、「この条約のいかなる規定も、国の集団がそれらの国の領域に全く核兵器の存在しないことを確保するため地域的な条約を締結する権利に対し、影響を及ぼすものではない。」国連総会の決議3472Bによると、非核兵器地帯は、「国連の総会がそのようなものとして認め、国家グループが、その主権を自由に行使し、条約によって以下の内容を持つべく設立した地帯。(a)地帯の境界設定の手続きも含め、地帯をその対象とする核兵器の完全な不存在に関する規則が規定される。(b) その規則から生じる義務の遵守を保証するために検証及び規制の国際的なシステムが確立される。」以下を参照：UN Office of Disarmament Affairs, Establishment of the Nuclear-Weapon-Free-Zones, at:

<http://www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/NWFZ.shtml>

⁴ S. Parrish and J. du Preezが以下において非核兵器地帯を推進する地域紛争要因について有用な説明を提供している。Nuclear-Weapon-Free Zones: Still a Useful Disarmament and Non-Proliferation Tool? Weapons of Mass Destruction Commission, Research Paper No.6, no date, at: <http://www.wmdcommission.org/files/No6-ParrishDuPreez%20Final.pdf>

⁵ 1992年のモンゴルによる非核兵器地帯宣言は、1998年12月の全会一致の国連総会決議53/77「モンゴルの国際的安全保証及び非核兵器地位」採択により国際的に認められている。他にも地理上の地域を非核化しているものがある。例えば、南極条約、宇宙条約、月協定、海底条約。朝鮮半島非核化共同宣言（1992年）も、朝鮮半島に非核兵器地帯を設立したとすることもできるだろう（現在は瀕死状態）。何千もの地方自治体が地域的非核兵器地帯を設立しており、法律にその非核地位を書き込んでいる国もある（例えばニュージーランド）。しかし、これらは、条約に基づく地帯ではなく、国際法の下で国連によって承認されていない。包括的核実験禁止条約（CTBT）は、まだ発効していないが、核爆発を禁止し、締結国の管轄下またはコントロール下にある場所でのそのような核爆発を禁止及び防止することになる。

⁶ 次を参照：S. Duarte, “The Future of Nuclear-Weapon-Free Zones: Maintaining their Relevance and Expanding their Scope,” remarks at *Preparing for 2010: Striking a Balance between Nuclear*

るために使っている確立された正当な法的文書である。国連軍縮委員会が1999年に述べたように、「非核兵器地帯は、地域的平和及び安全保障の強化という主な目的に貢献し、その延長として、国際的な平和及び安全保障の強化にも貢献する重要な軍縮手段である。そして、地域的信頼醸成措置とも見なされている。」⁷「核不拡散及び核軍縮に関する国際委員会（ICNND）」もこれに同意し、これらの非核兵器地帯は「これまで核不拡散及び核軍縮に非常に重要な貢献をしてきており、また、そうし続けている」と述べ、その強化と新しい地帯の創設を勧告している⁸。

これらの非核兵器地帯は、重要な要素に関して、それぞれ相当に異なっている。例えば、非核兵器地帯の中には（南太平洋非核兵器地帯などのように）核兵器国に対し、同地帯に核兵器を撃ち込んだり、地帯から発射したりしないと約束させていないものもある。これらのほとんど——しかしすべてではない（東南アジア条約が唯一の例外）——は、非核兵器地帯条約の締約国となっている核兵器国がその地帯上の義務を犯した場合のための強制手段を有していない。南太平洋及びアフリカ非核兵器地帯は、他の条約と同じく、核兵器を禁止しているだけでなく、分解された、あるいは、部分的に組み立てられた核兵器も禁止している。原則的に、非核兵器地帯は、平和目的の核爆発装置、あるいは、地域内における実際の平和目的の核爆発さえ禁止していない。これらは、技術的に、核兵器や、核実験、核攻撃と区別がつかないにも関わらずである。また、東南アジア及びラテンアメリカ非核兵器地帯だけが、条約の対象とされる領域内に、排他的経済水域を含んでいる。核兵器を実際に搭載しているかもしれない核兵器搭載可能艦船及び航空機による「通過」の問題は、すべての非核兵器地帯において議論を呼ぶ曖昧な状態にある。⁹

Disarmament and Nuclear Nonproliferation, James Martin Center for Nonproliferation Studies, Monterey Institute of International Studies, 7 March 2008, at: http://www.un.org/disarmament/HomePage/HR/docs/2008/2008March07_Annecy.pdf

⁷ United Nations, “Establishment of nuclear-weapon-free zones on the basis of arrangements freely arrived at among the States of the region concerned,” Annex 1, Report of the Disarmament Commission, General Assembly, 54th session, Supplement No. 42 (A/54/42), United Nations, New York, 1999, p. 7, at: http://www.un.org/disarmament/HomePage/DisarmamentCommission/undiscom/A_CN.10_2007_WG.I_CRP.4.pdf

⁸ Report of the International Commission on Nuclear Non-proliferation and Disarmament, *Eliminating Nuclear Threats: a Practical Agenda for Policymakers*, Canberra and Tokyo, 2009), paras 16.16-16.20, and Recommendation 54.

⁹ これらの相違の概観については次を参照。M. Marzo, “The Denuclearization Agreements and the Future,” September 2005, at: http://www.abacc.org/engl/publications_speeches/publications_articles_article.asp?artigo_id=8



出典: <http://www.opanal.org/NWFZ/nwfz.htm>

これらの差異は、各地域における多様な歴史的・安全保障上の状況、とりわけ、核兵器国や同盟関係が果たしている役割、それに、NPT-IAEA体制の枠外にある核兵器国の存在（イスラエル、パキスタン、インド、北朝鮮）を考えれば、驚くに値しない。

中東——そして、この場合には、東アジア——などの紛争地域における新たな非核兵器地帯の設立に加え、既存及び新たな非核兵器地帯が抱える他の「最新」の問題には、次のようなものが含まれる。地帯間の協力、運搬手段の制限あるいは撤廃。化学・生物兵器も対象に入れるべく大量破壊兵器を禁止する「非大量破壊兵器（WMD）地帯」への発展。核兵器国が特定の非核兵器地帯条約に署名する際に提出された留保事項（しばしば、地帯内における、あるいは地帯内からの核兵器の使用に関する義務に条件を付している）の改訂。核テロリズム及び非国家主体の拡散に関する国連安全保障理事会決議の実施。平和目的核燃料サイクル協力・統合（国連軍縮委員会は、これを、条約に基づく非核兵器地帯の概念に内在するものと見なしている¹⁰）。韓日非核兵器地帯は、これらの新しい問題の少なくとも幾つかには取り組まなければならない。

1.2 北東アジア非核兵器地帯

東アジアにおいては、2種類の非核兵器地帯が概念的に検討されている。第一は、国を中核に置くアプローチである。非核兵器国の日本あるいは韓国から出発して、同心円的に広げて、地域を含むようにする。第二は、核兵器国に焦点を合わせた地域的アプローチである。核兵器国の領域の一部を含むもの、あるいは、非核兵器地帯から一定の種類の核兵器（例えば中距離核兵器）を排除するもので、同時に、韓国や日本のような非核兵器国をも対象範囲に入れる¹¹。

¹⁰ Duarte, *op cit.*

¹¹ とりわけ、次を参照。John Endicott, “Limited Nuclear-Weapon-Free Zones: The Time Has Come”,

韓国では、非核兵器地帯についての概念的議論は、これまでそのほとんどが、1992年の共同宣言を復活させるか、あるいは、これに取って代わる形での南北間「地帯」に限定されている。日本では、各種の提案は、現在の日本の非核三原則の限界を克服することに焦点を当てた所から来ており、提示された非核地帯案は、北東アジア全域を対象とするものとなっている。これらの中で、「3プラス3」地帯——朝鮮半島の2ヶ国と日本、それに、三つの核兵器国（米国、ロシア、中国）——がこの地域において最も関心を集めている。しかし、日本は、北東アジア地域における非核地帯を公式に支持していない。ただし、岡田克也外相は、この概念を支持していると報じられている¹²。

Korean Journal of Defense Analysis, 20:1, March 2008; and Umebayashi Hiromichi, "Towards a Northeast Asia Nuclear Weapon-Free Zone", *Japan Focus*, August 11 2005, <http://japanfocus.org/products/topdf/1784>. これらの様々な提案についての説明は次を参照。 Peter Hayes and Michael Hamel-Green, "The path not taken, the way still open: Denuclearizing the Korean peninsula and Northeast Asia," *Austral Special Report 09-09S*, 14 December 2009.

¹²今日まで、日本は、北東アジア地域における非核兵器地帯を支持していない。多くの政府関係者は、中国やDPRKに対して米国が投射する核による威嚇のタイプに制限を加えるかもしれないとして、この概念に反対していると報じられている。鳩山首相は、国連安保理の場で2009年9月24日に「The creation of a nuclear weapon free zone, when coordinated between the five nuclear-weapon States (P5) and non-nuclear-weapon States in the region would also contribute to nuclear disarmament and non-proliferation, and consequently to global and regional peace and security as stated in today's resolution」英文テキスト：

http://www.kantei.go.jp/foreign/hatoyama/statement/200909/ehat_0924b_e.html と述べており、これは、日本政府が北東アジア地域における非核兵器地帯を支持していることを意味するかに思われた。しかし、

http://www.kantei.go.jp/jp/hatoyama/statement/200909/ehat_0924b.htmlにある公式日本語テキストは「非核兵器地帯の創設は、[欠落：この地域における] P5と地域の非核兵器国との連携の下で進めることができれば、決議にあるように、核軍縮と拡散防止、ひいては世界と地域の平和と安定という目的に資するものとなり得ます」となっており、英語のテキストにある「in the region：この地域における」という言葉がない。この表現は、英語では、定冠詞で指示される特定の対象——例えば北東アジア——を必要とする。日本語版は、北東アジアを特定するのではなく一般的に非核兵器地帯を支持するとの長年の一般的ステートメントの伝統に沿ったものである。この相違が、単に翻訳上の誤りなのか、日本の実際の政策について混乱させようとの公式の行為の結果なのかは定かではない。しかし、2009年11月2日の国会において、なぜ9月24日のステートメントが北東アジア地域に具体的に言及しなかったのかとの質問を受けた鳩山は、日本はDPRKに始まる北東アジアの非核化を支持すると述べたが、国連安保理における2009年9月24日のステートメントにおいて、どこか特定の地域に言及していたのか否かについて明確にはしなかった。実際は、鳩山が示唆したのは異なり、この地域における非核兵器地帯を設立する前にDPRKが非核化する必要はない。DPRKは、非核兵器地帯に関する協議に参加するよう招待することができる。しかし、北朝鮮は、非遵守の元NPT参加国として、条約に基づく非核兵器地帯の恩恵を享受する権利を放棄している。重要なのは、このような地帯に参加する国々がコンセンサスに到達し、地帯の設立に当たって自らの意思で自由に行動することである。従って、日本が北東アジア地域における非核兵器地帯——DPRKを含むものであれ、含まないものであれ——の創設に向けてイニシアティブをとってはならない理由はない。次を参照：国連第44回総会（1999年）追補42『軍縮委員会報告書』アネックス1「当該地域各国の自由に到達し

実のところ、これらのヴィジョンを提示した提言は、どれも、信憑性の面で深刻な問題を抱えており、それが実際的な政治的有効性を損なわせている。朝鮮半島「地帯」の提案は、核武装化したDPRK(朝鮮民主主義人民共和国)——1992年の非核化宣言を無効にしてしまった——に直面する。ということは、DPRKが非核化するまで、「3プラス3」のような北東アジア非核兵器地帯概念も実現し得ない。そして、「北東アジア非核兵器地帯」の考えに核兵器国の領域や核兵器システムを含むもっと幅広い提案は、さらに根本的な障害に直面する。各国の間の非対称的な能力あるいは利害、この地域における非核兵器地帯に反対する支配的な同盟パートナー、拡大核抑止に頼ろうとする傾向、そして、北東アジアにおける地域的非核地帯のための意味のある監視・検証にとっての多くの技術的障害などのためである。

1.3 本ペーパーで提案する韓日非核兵器地帯

今日まで、日本と韓国だけを対象範囲とする非核兵器地帯は、検討されていない。¹³実際、このアイデアが提示されると、多くの韓国人や日本人は、仰天する。一方で、両国間の反目のためこのような協力は不可能だという考え方があり、またもう一方で、これに関連して、米国が二国間関係の形で提供する拡大核抑止によって国の安全が保たれているという考え方があり、これらが非常に根強いのである。また、日韓の核兵器の不存在は、一方で日本の非核三原則があり、もう一方で1992年朝鮮半島非核化共同宣言があるから、保証されているとの考えもある。

次のセクションで概説する理由のために、これらの既成概念について問いを發し、韓日非核兵器地帯の賛否両論を検討してみる時が来ている。このような地帯は、条約に基づく非核兵器地帯の標準的な通常の要件を満たすものでなければならない。すなわち、以下の要件である。

1. 目的、種類を問わずあらゆる核爆発装置の開発、製造、管理、所有、実験、配備、輸送の効果的な禁止

た取り決めに基づく非核兵器地帯の設置」(Supplement No. 42 (A/54/42), New York, 1999, pp. 7-10:

http://www.un.org/disarmament/HomePage/DisarmamentCommission/undiscom/A_CN.10_2007_WG.I_CRP.4.pdf

¹³ S.W. Cheon and T. Suzuki の2003年の二つの朝鮮及び日本を含む地帯についての検討は、これに最も近いもので、KJNFWFZに関連した多くの問題を予測する上で極めて有用だが、非核化したDPRKの三者地帯への早期の参加を容易にすることを目指したものである。本稿における提案は、DPRKは後になってのみ参加する、あるいは、決して参加しないことを想定している。彼らによる次を参照。“The Tripartite Nuclear-Weapon-Free Zone in Northeast Asia: a Long-Term Objective of the Six Party Talks,” *International Journal of Korean Studies*, 12, 2, 2003, pp. 41-68.

2. 遵守状態の効果的な検証
3. 明確に規定された境界線
4. 地帯の締約国に対して核兵器を使用したり、使用の威嚇をしたりしないとの核兵器国による地帯に対する法的拘束力のある約束（現在のところ、非核兵器地帯は、このような法的拘束力のある保証を確保している唯一の法的文書である。すべての地帯でそうなっているわけではない。）
5. 第三者を狙って、地帯内から、あるいは、地帯内に、核兵器を発射しないとの核兵器国による法的拘束力のある約束¹⁴。

韓日非核兵器地帯は、次のこの地域特有の問題に対処しなければならない。

6. 核の「通過」及び拡大核抑止に関連した日韓両国にすでに存在する異なった哲学及び原則を融和させる必要性。
7. 北朝鮮が後に、非核化された非核兵器国として地帯に入る可能性、そして、逆に、北朝鮮が核兵器国として共存しようと試みたり、核兵器国用の議定書に署名しようとしたりする可能性。
8. 中国から見た同国の安全保障上の利益に地帯が与える影響——及びそれにより韓日非核兵器地帯締約国との安全保障上の関係に与える影響——から生じ得る特定の問題。このような問題としては、次のようなものが含まれ得る。すなわち、韓日両国との間の米国の同盟関係における拡大核抑止から、増強された通常抑止と「実存主義的核抑止」（後述）の様々なコンビネーションへの米国政策の移行、排他的経済水域の「通過」、台湾海峡、それに、戦域ミサイル防衛などである。

二国間地帯を実現可能なものにするのに必要な韓日間の信頼を達成するためには、二つの決定的に重要な派生的問題についても検討しなければならない。

9. 地帯内における核搭載可能な長距離ミサイルの制限、核搭載可能ミサイルと宇宙打ち上げロケットをいかに区別するか、そして、民生用宇宙打ち上げ能力へのアクセス面における日韓の平等をいかに保証するか。
10. 日本その他の国と同等の「核主権」を獲得する、そして、完全な「核主権」からのいかなる逸脱に関しても日本と同格に扱われるようにするという韓国の目標——すなわち、濃縮と再処理を含む統合的核燃料サイクル活動のための何らかの基礎を地帯に組み入れるということ。DPRKが地帯に入れば、この加入を支えるための地域的エネルギー安全保障戦略の必要性が「核主権」のもう一つの側面となる。この

¹⁴ 可能となる条件に関する詳細については次を参照。Hayes and Hamel-Green, *op cit*,

加入がDPRKにおける原子力発電所をもたらす可能性のためである。

これらの問題を韓日非核兵器地帯に入れるのか、あるいは、別の、しかし、同地帯を支える関連合意文書において扱うことができるのかは、議論の余地があるが重要な問題である。

2. 本ペーパーで提案している韓日非核兵器地帯イニシアティブ

2.1 我々は何を提案しているのか？

ノーチラスは2010年12月に、以下の目標を実現するべく努力することを決めた。「2012年1月1日までに、日韓政府内及び市民社会に、韓日共同非核兵器地帯の設立に向けた圧倒的な機運が存在するようになる。」我々は、この目的のために、提案している韓日非核兵器地帯について詳細な研究を行う。その実現可能性、望ましさについて検討し、すべての安全保障上の懸念に対処する最善の非核兵器地帯概念を考案し、そして、地帯達成に到る複数の道を示すためである。我々は、さらに、パートナーや様々なステークホルダーのネットワークを作り、提案している韓日非核兵器地帯に関する多様な見解を表明できるようにする。情報サービス、ワークショップ、情宣などを通じて、我々は、基本的な情報を提供する。政策研究や研究報告などを通じて、様々なあり得る韓日非核兵器地帯方式に関連した相対的成本・便益・リスクに関する厳密な検討に必要な共通の知識を創出する。我々は、これらのプロセスから生じる地帯概念について政策決定者らが検討するのをいろいろな形で——政策ブリーフィング、議会調査、マスコミ報道など——支援する。

2.2 影響・効果はいかなるものか？

この作業が相当の成功と見なされるようになるのは、向こう二年間のうちに、韓国、日本、米国における主要な政策決定者らが、ここで提案している韓日非核兵器地帯を積極的に検討するようになった場合である。例えば、次のようなものがあるだろう。著名な人物や「旗頭」らによる支持表明。政策決定者らによる発言、宣言。公的な検討あるいは高官の会合——公式、準公式、あるいは私的（トラック1、1.5、あるいは2）チャンネルにおけるもの。相当のマスコミ報道。様々な分野の、そして世代を超えたリーダーらの登場。日・韓・米の主要部門におけるシンク・タンク及び評論家の反応。

2.3 韓日非核兵器地帯の具体的な利点は何か？

地帯は、以下のような効果を持ち得る。

- 北朝鮮の核兵器の価値を下げ、その核兵器を放棄・解体するようとの北朝鮮に対する圧力を強化する。そして、非核兵器国としての北朝鮮が後に参加するよう門戸を開

いておく。

- 日韓の非核のコミットメントを強化し、現在のNPT-IAEAの下での非核兵器国のステータスから、もっと根源的な「永遠の」、ヘッジング（保険措置）なしのステータスにする。
- 米国が拡大核抑止を提供する必要をなくする。実存的核抑止（つまり、地帯外において核兵器が存在するということだけで生じる残存的核抑止）、国連安保理の保証、そして、拡大通常抑止の組み合わせがこれにとって代わる。
- 中国に、その先制不使用政策から歩を進め、日本に対して核兵器を使わないとのずっと強いコミットメントを提供するよう、そして、場合によっては、日本が地帯にコミットした場合には米ロとの間の戦略兵器制限交渉に参加するよう働きかける。
- 二つの朝鮮の間の重要な抑止力としての米軍の朝鮮半島におけるプレゼンスの永続的な基礎を作り出す。これは、中国と日本の間の安全保障「緩衝材」として機能することにより日本の安全保障を高める。
- 伝統的な対立国（日本と韓国）の間の信頼醸成措置を生み出し、核燃料サイクルや宇宙へのアクセスといった分野における協力を強化する相互依存形態を生み出す。
- 米国にとっては、核廃絶を妨げてしまう拡大核抑止に対する建設的な代替物を作り出すことによって、国際関係における核兵器の役割を減らす際の主要な障害の一つを取り除くことができる。その一方で、韓日非核兵器地帯の背景として、暗黙裏の「実存的核抑止」は維持できる¹⁵。

2.4 韓日非核兵器地帯のコストとしてどのようなものが考えられるか？

地帯は、次のような結果を招き得る。

- 通常兵器面での優位に基礎を置く通常兵器軍拡競争をもたらす。
- 米国のリーダーシップの下で、地帯内の兵力が、地帯外の通常兵力配備・介入に関わることになり、その結果、韓日が、以前の非脅威的な地位とは対照的に、安全保障に対する潜在的脅威と他の国に見なされるようになる（韓日間で、統合的核燃料サイクル、核分野の製造・輸出、共同宇宙アクセス活動などを巡り、軋轢をもたらす議論が巻き起こり、信頼を醸成するのではなく損なうことになる。
- 日韓両国と米国との同盟関係の混乱が起き、その結果、地域の安全保障において、米国のプレゼンス及びリーダーシップの建設的な役割が強化されるのではなく減少して

¹⁵ 「実存的抑止」は、冷戦時代にマクジョージ・バンディーが作り出した言葉で、今日では、都市のあるいは人類全体の壊滅も含む恐ろしい独特の破壊力のために、核兵器の存在だけで意思決定者らの間に生まれる慎重さのことを指す。この慎重さは、核兵器を配備している国々、核攻撃の危険に曝されている国々、あるいは政治的または軍事的に、もしくは、放射性降下物または核の冬の影響を受けるかもしれない第三国などに生じるかもしれない。

しまう。このような変化が起きる可能性があるのは、地帯によって生み出された韓日の共同安全保障面での利益のために、米国への依存を減らそうとの望みが生じた場合、あるいは、地帯のおかげで、強大国間の均衡という点での米国の強力な地域的プレゼンスが必要だと感じる感覚が減少し、これが、さらに、同盟のコミットメントを減らすようにとの米国内の圧力と重なった場合である。この二つの趨勢の組み合わせによって、西太平洋における米国の役割はこれまでより一国主義的なものとなる恐れがある。これは、中国その他の域内諸国にとって大きな懸念材料となるだろう。

- 北朝鮮に対し、その非核化の義務を果たすよう強制あるいは誘導する上での各国の注意をそらしてしまう、あるいは、各国が北朝鮮を、地帯外の事実上の核兵器国として受け入れることになり、北朝鮮に対し、非核化を実施し、「核兵器国」としての地位を追求しないように働きかける圧力を弱める。
- 北朝鮮を刺激して、その核その他の軍事的能力の政治的及び軍事的使用を、より強硬に行わせることとなる。
- 米国は米日同盟におけるそのリーダーシップを変更させようとしており、日本を「解き放つ」結果、日本が米国からもっと独立し、植民地主義と帝国主義の時代の悪弊を復活させることにさえ到りうるとの信号を中国安全保障エリートらに送ることになる。
- 明示的な拡大核抑止から暗黙裏の実存主義的核抑止に代えるのを見た他の米国の同盟国が不安を抱く。

2.5 韓日非核兵器地帯にとって「ショー・ストッパー」(ショーを中断させるもの)と「ショー・スターター」(ショーを始めるもの)は何か?

地帯は、その目に見える合理性がどうであれ、それを不可能にする様々な障害に直面し得る。このような「ショー・ストッパー」には次のようなものが含まれる。

- 韓日の政策決定者や市民社会組織が関心を持たず、核兵器、あるいは、このような地帯を、優先順位の高いものと考えない。
- 強力な集中的な利益集団あるいはステークホルダーが韓日非核兵器地帯に反対するために動く(たとえば、米国第7艦隊やロシアの極東艦隊は、オホーツク海や日本海・東海内外への「通過」について特に憂慮するだろう)。
- 北朝鮮が向こう二年間にその核兵器活動をエスカレートさせ、北朝鮮の活動(例えば、核分裂性物質あるいは実験データの輸出)の抑制を目的とする米国による一方的な、あるいは、共同の軍事的・政治的アクションをもたらす。
- 核燃料サイクル・宇宙へのアクセスに関する同格の地位を獲得するための統合的な取り決めを、韓・日・米にとって受け入れられる形で行う方法を見いだすこと、あるいは、実施することができない。

逆に、「ショー・スターター」が登場するかもしれない。それには、次のようなものがある。

- 韓・日・米の著名な安全保障問題指導者あるいは政治的指導者らによる韓日非核兵器地帯の早期の支持。
- 国際機関（国連事務総長事務所、国連軍縮部など）からの強い支持。
- 国連NPT再検討会議あるいはその他の国際的な場面におけるこの概念への強い支持表明。
- 影響力のあるシンク・タンクや、マスコミのアナリストなど主要な市民社会部門からの早期の強い支持。
- 本提案で想定されているよりも早い段階での六カ国協議再開、そして、北朝鮮を含む拡大韓日非核兵器地帯の即座の提示。

2.6 最初のステップは何か？

付録1で詳細に示されている通り、最初のステップには次のようなものがある。ショー・ストッパーとショー・スターターについて迅速な調査を実施し、日・韓・米の制度的地形を描き出し、北東アジアの不安定性の文脈における韓日非核兵器地帯の実現可能性及び望ましさに関する地政学的分析を行うこと。韓日非核兵器地帯の概念的検討と技術的考案を実施すること（とりわけ、核兵器国に対して加盟を求めて提示される議定書に関して）。この地域で生じる韓日非核兵器地帯の具体的な問題を見だし組み入れること。韓日非核兵器地帯を実現するための戦略の実施に到る一連のプロセス（再検討、改訂、そして、途中での訂正などのための一連の里程碑を含む）を検討し、テストし、実施すること。これには、すべての主要文書（本ペーパーが承認された後はこのペーパーも含む）のハングル、日本語、英語への翻訳を含む。

3. なぜ今か？

オバマ大統領の核廃絶政策は、国際問題からの核脅威の除去に向かう趨勢を加速している。この趨勢には、核兵器国による自発的な、また、法的な核兵器制限の増強、国家及び非国家主体による核拡散をコントロールする試みの強化、核兵器の領域的排除の拡大——本ペーパーの主題——などが含まれる。

南アジアにおけるパキスタンやインド、中東におけるイスラエル、そして、潜在的にはイランのように、北朝鮮は、この世界的趨勢に逆行している。北朝鮮は、域内の三つの核兵器国間の核による威嚇という冷戦時代のシステム（これに韓国、日本、台湾、オーストラリアに対する米国の拡大核抑止が加わる）の上に構築された地域の核のステータス・ク

オに対する新しい、御しがたい挑戦を意味する¹⁶。米国の4つもの政権が、1991年以来、北朝鮮の核保有化を逆転させることに失敗している。2003年に始まった六カ国協議も、米・DPRKの膠着状態を崩すことはできなかった。このように、核による威嚇に基づく長年の硬直的地域構造は、DPRKを抑制する上で無力だった。しかも、米国の拡大核抑止は、DPRKの核拡散傾向を減らすのではなく、その原動力となった可能性がある。アジア太平洋地域におけるさらなる核拡散の恐れは、韓国、日本、台湾、オーストラリアにおいて現実のものである。

米国の主要な対応——同盟国に対するその拡大核抑止、そしてDPRKを抑止するとのコミットメントの再確認——は、この傾向を減速するのではなく、加速している。¹⁷現在、米国は、DPRKが本格的な核兵器国になるのを阻止しようとしているが、その場しのぎの安全保障及び危機管理を除いては、この目的を達成する戦略も、暫定的な多国間安全保障の枠組みを構築する戦略も持ち合わせていない。こうして、DPRKは、拡大核抑止を復活させ、それによって、国際問題における核兵器の役割を減らすのではなくさらに増大させる結果を招くという形で——イランや、非公認の核兵器国であるイスラエル、インド、パキスタンとともに——オバマの核廃絶の政策目標の前に立ちはだかっている。

拡大核抑止に代わり得る一つの手段は、地域の不安定性を管理し、そして、協力的な安全保障を作り出すための地域的安全保障の枠組みである。政策決定者の中には、北朝鮮を非核化するのに必要な協力の中から大国の協力体制（小国の連携と合わさったもの）が生まれると示唆するものさえいる。このオプションを追求するために、六カ国協議において、北東アジア平和・安全保障メカニズム作業グループが設立された。この協議が崩壊してしまった今、包括的で非排他的な地域的安全保障体制の将来は明るくない。同様に、南北朝鮮間の関係は、浮き沈みが激しく、そして、朝鮮半島の膠着状態は、以前にも増して解決不能に見える。

従って、あまり試みられていない道だが、この地域において考え得る他の道を検討するのはタイムリーである。このような戦略は、欧州連合などの連合や、それより緩やかな形で南北アメリカ大陸に存在する統合などはもちろんのこと、大国間協調や「欧州安全保障協力機構（OSCE）」をモデルにした複雑な安全保障構造などと比べれば、それほど大胆のものではない。韓日非核兵器地帯（KJNWFZ）は、このように限定的な、しかし、現実的な可能性を持ったものである。

¹⁶ P. Morgan, "Retracting Nuclear Umbrellas in Northeast Asia—the Case of Korea," forthcoming NAPSNet Policy Forum On-line.

¹⁷ 次を参照。P. Hayes, "Extended Nuclear Deterrence, Global Abolition, and Korea," *The Asia Pacific Journal*, No. 50. 2009, December 14, 2009, at: <http://japanfocus.org/-Peter-Hayes/3268>

付録1: 韓日非核兵器地帯研究テーマ

A. 暫定的地政学的概観

B. 継続的な研究分野：今後幾度もの意見交換や、優先順位、時系列的順番など検討が必要

1. 日韓の非核兵器地帯としての現状
2. 合同非核兵器地帯概念分析
3. 運搬手段の制限——非核兵器地帯の不可欠のあるいは関連要素として
4. 非核兵器地帯の要素としての二重目的運搬システム制限の受け入れに関する宇宙政策
5. ミサイル防衛システム
6. 強大国及び周辺諸国の関係及び懸念
7. 非核兵器地帯の設立を容易にする政治的メカニズム及び連携
8. エネルギー安全保障
9. 抑止——核及び通常兵器
10. 歴史的和解及び政治的文化の変化
11. 検証問題
12. 非核兵器地帯国家との関係
13. 市民社会